

発 言 者	議 事
議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議	<p>[1 2 月 9 日]</p> <p>長 皆さん、おはようございます。（ 1 0 : 0 0 ）</p> <p>長 ただいまの出席議員数は 7 名であり、定足数に達しておりますので、令和 7 年第 4 回厚沢部町議会定例会を開会します。</p> <p>長 なお、1 番中山俊勝議員、1 0 番佐々木宏議員から欠席の届出がありました。</p> <p>長 これより本日の会議を開きます。</p> <p>長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>長 会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定により、2 番高田一弥議員、7 番山田克哉議員の 2 名を指名します。</p> <p>長 日程第 2 諸般の報告、日程第 3 一般行政報告につきましては、別紙印刷して差し上げておりますので、朗読及び説明を省略します。</p> <p>長 日程第 4 会期の決定について議題とします。</p> <p>長 お諮りします。本定例会の会期並びに議会運営につきましては、所管の議会運営委員会において協議されておりますので、副委員長から報告を求めることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）</p> <p>長 異議なしと認めます。</p> <p>長 副委員長の報告を求めます。</p> <p>長 香川副委員長</p>

議会運営副委員長	<p>去る12月4日午前9時、議会運営委員会を開催いたしました。</p>
	<p>本日をもって招集されました令和7年第4回厚沢部町議会定例会の議会運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日から12月12日までの4日間とすることに決定しましたので、報告いたします。</p>
	<p>次に、一般質問については、1名の通告がありました。</p>
	<p>提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁に心がけ、円滑な議会運営が行われますよう御協力をお願いし、委員会報告といたします。</p>
議 長	<p>お諮りします。本定例会の議会運営につきましては、委員会報告のとおりとし、会期は本日から12月12日までの4日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの4日間と決定しました。</p>
議 長	<p>提出案件は、補正予算案6件、条例の一部改正案4件、契約の締結案3件、人事案2件、報告1件の計16件であります。</p>
議 長	<p>町長から提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許します。</p>
議 長	<p>町長</p>
町 長	<p>令和7年第4回厚沢部町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶と提案理由を申し上げます。</p>
	<p>初めに、昨夜11時15分頃、青森県沖で発生した地震は、青森県で最大震度6強、厚沢部町でも震度4を観測いたしました。深夜の地震発生ということで、就寝中の方も多かったと思います。現在のところ、町内での被害報告はありませんが、引き続き情報収集に努めているところで</p>

あります。また、後発地震注意情報が発表されており、巨大地震の発生する可能性が特別に高いということではありませんが、今後1週間程度、注意が必要とのことであります。これから厳寒期を迎えますが、町民の皆様には、日頃からの地震等の災害に対する万全の備えをお願いするものであります。

さて、去る11月27日から30日にかけて、厚沢部町と友好交流協定を結んでおります台湾花蓮県の寿豊郷を公式訪問してまいりました。私をはじめ、議員、町内各関係団体の代表、教育長等、総勢8名の訪問団で、曾郷長をはじめとする寿豊郷の幹部、農協関係者の皆様と、今後の交流の進め方等について意見交換を行ってまいりました。寿豊郷は、台湾の中では農業が盛んな地域であります。厚沢部町と同じく、少子化、人口減少が進んでおり、本町が取り組んでおります保育園留学事業に大きな関心を持っておられました。

曾郷長の挨拶の中で、来年、郷長をはじめとする寿豊郷の関係者が、厚沢部町を公式訪問することが正式に決定されたとの報告がありました。寿豊郷の訪問団が来町の際は、町を挙げて歓迎をしたいと考えております。

昨日、高市内閣の補正予算案が臨時国会に提出されました。10月21日の内閣発足以降、これまで26年間続いた自民・公明の連立体制から、自民・維新による連立へ大きく体制が転換したところでもあります。

高市内閣は、責任ある積極財政の考え方に基づき、物価高対策、投資促進策、安全保障を柱とする強い経済を実現する総合経済対策を取りまとめ、それらを実行するための予算として、一般会計の総額で18兆3,000億円規模となりました。特に物価高騰対策は、子ども1人当たり2万円の子育て応援手当支給や電気・ガス料金負担軽減支援、各自治体が地域の実情に応じて使

える重点支援地方交付金などの予算が確保されております。

本町といたしましても、町民の生活を支援するため、国の補正予算の成立に合わせ、早期かつ迅速な対応に努めてまいります。また、現在検討されております税制改正については、地方財政に影響を及ぼすことがないように、十分な財源が確保されることを強く望むとともに、今後の国の動向を注視してまいります。

次に、本定例会に提案いたします案件は、補正予算案6件、条例の一部改正案及び制定案4件、請負契約の締結案3件、人事案2件の計15件であります。

議案第1号の令和7年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、1億1,587万9,000円を追加し、予算の総額を59億6,868万1,000円とするもので、主な内容は、議会費及び総務費では、令和7年人事院勧告に伴う給料等の増のほか、財政調整基金積立金、地域幹線系統バス運行費補助金、民生費では、国保及び介護特別会計繰出金、衛生費では、簡易水道事業会計繰出金であります。

農林水産業費は、農業集落排水事業会計繰出金のほか、スマート農業等機械導入支援事業費補助金、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、後継就農奨励金、有害鳥獣対策費の増額補正であります。

特に、昨年度から新たに実施しましたスマート農業等機械導入支援事業につきましては、前年を大幅に上回る70件の申請があり、物価高騰による厳しい経営環境の中でも積極的に設備投資を行う農業者を支援するものであります。

そのほか商工費ではうずら温泉の修繕料増額、消防費では檜山広域行政組合消防費負担金の増額、教育費では学校給食材料費高騰に伴う賄材料費の増額、災害復旧費は復旧事業の一部確定に

よる減額、公債費は償還開始時期の確定による減額であります。

議案第2号の令和7年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、4,946万6,000円を追加し、予算の総額を5億8,067万8,000円とするもので、人件費及び一般被保険者療養給付費等の増額であります。

議案第3号の令和7年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、170万3,000円を追加し、予算の総額を8,753万4,000円とするもので、後期高齢者医療システム改修委託料であります。

議案第4号の令和7年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保険事業勘定について78万円を追加し、予算の総額を6億9,209万7,000円とし、介護サービス事業勘定については1万6,000円を追加し、予算の総額を263万7,000円とするもので、人件費の増額であります。

議案第5号の令和7年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算につきましては、119万6,000円を追加し、予定額を6億6,004万9,000円とするもので、人件費の増額であります。

議案第6号の令和7年度厚沢部町農業集落排水事業会計補正予算につきましては、529万9,000円を追加し、予定額を3億1,198万7,000円とするもので、人件費及び厚沢部地区中継ポンプ所動力制御盤更新工事の増額であります。

議案第7号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第9号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定につきましては、令和7年人事院勧告に基づきまして、職員等の給料及び期末・勤勉手当等、所要の改正を行うものであります。

議案第10号の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴いまして、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第11号から議案第13号は、去る11月21日、それぞれ一般競争入札を行った厚沢部町道の駅物産館建設関連工事の請負契約の締結についてであります。

議案第11号の建築主体工事請負契約の締結につきましては、森川組・能登谷建設・高橋建設特定建設工事共同企業体、株式会社高木組の2者が入札した結果、森川組・能登谷建設・高橋建設特定建設工事共同企業体が6億6,770万円で落札、議案第12号の機械設備工事請負契約の締結につきましては、大明・香川・山田特定建設工事共同企業体、池田煖房工業株式会社、昭栄設備工業株式会社の3者が入札した結果、大明・香川・山田特定建設工事共同企業体が9,171万8,000円で落札、議案第13号の電気設備工事請負契約の締結につきましては、桧山・鈴谷特定建設工事共同企業体、株式会社新営電気設備の2者が入札した結果、桧山・鈴谷特定建設工事共同企業体が9,727万3,000円で落札し、それぞれ仮契約中であり、いずれも本契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号の監査委員の選任につきましては、所定の任期が満了することから、地方自治法第196条第1項の規定により、選任について議会の同意を求めるものであります。

<p>議 議 議 山 田 議 員</p>	<p>諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、所定の任期が満了することから、その推薦について議会の意見を求めるものであります。</p> <p>以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。</p> <p>詳細につきましては、副町長、関係課長に説明に当たらせてますので、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>日程第5 一般質問の通告がありましたので、発言を許可します。</p> <p>それでは、7番、山田克哉議員、どうぞ。</p> <p>7番、山田克哉議員、どうぞ。</p> <p>議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきたいと思っております。</p> <p>今回、館地区の憩いの家の管理状況についての質問でございます。</p> <p>これは、令和7年度に、町内温泉施設の管理状況と今後の課題について所管事務調査等で行いました。上里ふれあい交流センターとうずら温泉については、チップボイラーの施設等の管理状況はおおむね良好でございました。しかしながら、館地区憩いの家は、運搬や乾燥等の手間が加わり、作業面やコスト面を考慮してチップボイラーは稼働しておらず、灯油ボイラーのみで使用しているという状況でございます。</p> <p>そこで、館地区憩いの家に関する今後の改修計画について、町長の所見を伺いたいと思っております。</p> <p>1点目でございます。館地区憩いの家は昭和59年に新築され、もう既に41年が経過しております。今後、生チップを燃料として使用可能なボイラーを導入した新しい施設を建設するという考えはあるかどうかということ。</p>
----------------------------------	--

議
町

長
長

もう一点は、2点目でございますが、地域振興方策として様々な状況を踏まえた結果、館地域振興センターも昭和52年に新築され、既にもう48年が経過しているところでございます。毎年、ところどころを修繕しながら管理しているという状況を管理人さんから聞いております。そこで、大変ハードな面ではございますが、館町の中心部に地域振興センターと温泉施設の複合型施設を建設する計画を、厚沢部町の総合計画として検討していただけないかということの、この2点を、町長の考えをお願いしたいと思います。

町長

山田議員の館地区憩いの家管理状況についての質問であります。

まず1点目の生チップを使用可能な新ボイラーの導入と新施設建設についての御質問であります。

館地区憩いの家に設置しているチップボイラーは、平成22年に導入したものでありますが、町内における乾燥チップの供給体制が確保できなくなったことから、令和2年12月をもって稼働を停止し、現在は灯油ボイラーのみで運営しております。停止に至った主な理由は、乾燥チップを供給いただいていた町内の事業者が乾燥チップの製造を中止したこと、さらに、町内の他の施設で使用している生チップは、憩いの家のチップボイラーでは、チップ含水率が高いことによる発熱量の不足や、それに伴い機械、設備に負荷がかかり、安定稼働が困難な状況にあります。

現状では、生チップの単価が令和元年に比べ約2倍に高騰しているほか、仮にボイラーを更新する場合は、ボイラー本体に加え、チップの保管施設の設備を含め、館地区憩いの家の大規模改修が必要となる見込みであり、総合的に判断し、現時点ではチップボイラーの更新は考えておりません。

また、憩いの家の建て替えについては、築41年を経過しておりますが、管理人と連携し、必要な修繕は随時対応し、維持管理を行っているところです。大規模な改修などが必要となる場合には、地域の皆様の御意見を伺いながら今後の在り方を検討してまいります。

次に、2点目の館町の中心部に地域振興センターと温泉施設の複合型施設を建設する計画を、町の総合計画として検討していただけないかについての御質問であります。

館地域振興センターについても築48年が経過しており、憩いの家同様に管理人と連携しながら維持管理を行っており、町内活動や町の事業など、現時点では特に大きな支障もなく活用されていると思います。

御提案の当センターと温泉施設との複合施設建設についてですが、憩いの家から館町中心部への布設管による引湯は、距離もあり難しい状況にあります。また、市街地に新たな温泉を掘削する場合は多額の費用が見込まれます。振興センターと温泉施設を兼ねた複合施設の建設については、次期総合計画の策定に合わせ、施設の状況、将来需要などを踏まえ、総合的に判断してまいります。

7番、山田議員

御回答ありがとうございました。

まず1点目ではありますが、厚沢部町には、3か所の町所有の温泉施設がございます。上里温泉、うずら温泉、館温泉、そして、民間ではありますが、俄虫温泉を入れれば4か所ということの温泉施設になります。今回は、総務文教委員の所管事務調査に基づいて、私が、館地区憩いの家について気になった点がありましたので質問させていただきました。

喫緊、どこの市町村でも、老朽化した施設の管理状況が大変な問題となっている状況でござい

議 長
山 田 議 員

議 長
建設水道課長

ます。館地区の憩いの家についても、建築されてからもう既に41年が経過していることから、施設管理を含め、大なり小なり、いつ機械が故障してもおかしくないという状況にあると思います。令和6年度の行政報告書を見ると、館地区憩いの家の稼働日数でございますが308日で、入浴者数は1万2,524名と、大変多くの方々が利用されている温泉施設であります。

そこで、回答によれば、現状、生チップの単価が、令和元年度に比べて約2倍高騰していること。仮にボイラーを更新する場合は、ボイラー本体に加え、チップの保管施設を含め大規模改修が必要とされるため、現時点ではチップボイラーの更新は考えていないということでございました。

そこで再質問に入るんですが、今の施設を維持しつつの運営になると思うんですが、万が一、1週間、2週間、あるいは1か月と、予測のつかないボイラーの故障に見舞われた際に、どのような対応を考えているのか。当然休業となることで、毎日温泉に来ていただいているお客様に対してどのような対処をするのか、1点ちょっとお聞きしたいと思います。

建設水道課長

ただいまの山田議員からの、館の憩いの家が急遽使えなくなった場合の対応ということでございます。

実際のところ、昨年もボイラーちょっとトラブルありまして、急遽休んだ経過とかも何日かございます。そういう場合につきましては、やはり、まず管理人さんのほうにお客様が来ますので、まず対応できないという貼り紙と、あと当然社協とかでデイサービスとかも行って使われているという実態もございますので、そういう関連施設には連絡をしております。ボイラーにつきましては、定期的に保守点検という形で、業者に入っていていただいて点検をしてもらってござい

議長
山田議員

す。ただ、やはり年数とかもたってしまうとトラブルとかも増えてきますので、そういう面については、適時保守点検を続けていっているということでございます。

もし仮に、長期的にここが使えなくということになりますと、やはり、うずら温泉ですとかそういう形のところを、どうしても利用せざるを得ないのかなということになってしまいます。なので、そちらについての、一応サービスについては、高齢者の支援サービスであったり、館のほうにつきましても、利用者が結構高齢者の方が多い状況でありますので、そういうサービスを使いながら、ほかの温泉を利用していただくというような形にしかならないと思います。

以上です。

7番、山田議員

今言われたとおり、管理人さんに聞いたところ、やはり灯油のボイラーにしてからそんなに故障はなくなったということで、前はチップボイラーを使っていたらしいので結構な故障があったんですが、今の時点ではスムーズな状況で稼働しているということで、その点は大変いいことだなと思います。ぜひそのような事態に直面した場合でも、早めの対応をしていただきたいというふうに思います。

それともう一点は、私もこの温泉を大変利用させていただいておりますが、管理人さんと幾つか話をした中で、やはり夏場行う草刈り業務については問題ないということですが、冬に雪が多い場合は、屋根の雪が大変なことになっていて、毎日、屋根に上がり1人で雪を下ろす作業があるそうでございます。私も何回か作業している様子を見たんですが、1人でやる業務としては大変だなというふうに思ったことがあります。

たしか、3年前だったと思いますが、1月頃に毎日のように雪が降り続いて大変な年がござい

議 長
建設水道課長

ました。屋根から落ちた雪が、ホールあります、待合室。そこに大きな窓が3つか4つあるんですけども、その窓が雪に埋もれるくらい、どうしようもない、真っ暗な事態になったことがありました。行政と相談をしまして、町内会、消防、あるいは地域の建設業者さんで、被害を防ぐために作業を行ったという経緯がございます。

そこで、豪雪になった年の対策として、やはり1人で行う作業というのは大変危険を伴うものだと思います。そのような事態になったときの対応をどのように考えているかについてを、1点ちょっとお聞きしたいと思います。

建設水道課長

ただいまの突発的な大雪等に対するような対策ということなんですけれども、館の憩いの家に限らず、大雪降った場合、ほかの所管の各課持っている施設、そういうところも大変な状況になります。

簡易なものについては、職員が対応したりして下ろしたりすることがあるんですけども、どうしても危険性が伴うような場合、基本的には、もし、高齢者事業団等で受けられるのであれば、そういう部分でお願いするようなこともできるかもしれないですけども、事業団のほうについてもお年寄りなので、危険性が伴うということになってしまった場合、ある程度定期的に、ちょっと管理人さんから状況を確認しながら、職員、もしくは、そういう一般の人たちのちょっと危険性が伴うという場合については、業者等に雪下ろし発注して処理をするという形しか方法がないと思います。

いろいろそういう3年前ですか、館の町内会の皆さんとかに、そういう形でちょっとボランティア的な形で対応していただいたというのは非常にありがたいことで、役場としても地域にいろ

議長
山田議員

んな施設あるもんですから、そういう形で少しでも手をつけていただければ非常にありがたいとは思っております。ただ、危険性も伴いますので、そういう部分には留意して行っていただきたいと思っております。

以上です。

7番、山田議員

ありがとうございました。

ぜひ管理人さんと密に連携を取って対応していただきたいと思います。また、町内会や消防、あと関係機関、建設業者とかと、そういう体制づくりをつくっていただきたいと思います。

それで、長年にわたってこの施設の管理をしてくださった管理人さん、真面目な管理人なんです。今年3月、年度末ですね。来年の3月末で退職するということもありまして、今度来る管理人さんに対しても、働きやすい環境づくりをお願いしますということで常々言われております。

1点目の最後になりますが、館地区のまちづくり座談会に要望として挙げられておりましたが、今ある施設の隣に駐車場があります。そこに新しい施設を造ってはどうかという要望がありました。

これもまた大変な、町長も知っていると思うんですが、大変ハードな要望であります。この館憩いの家の温泉の泉質は、アルカリ単純泉で美肌の湯とも言われ、肌がつるつるになり湯冷めがなく、いろいろな効能があり、地域の方々はもちろんのこと、遠方からもたくさんの方々がこの温泉に来られるということをお聞きいたしました。

私も要望として、新しい施設を造っていただきたいところではあります。今ある施設を大事

に維持して継続していただきたいと思います。これは要望ですので回答は要りません。

それで、2点目であります、館町の中心部に、地域振興センターと温泉施設の複合施設を建設する計画を、町の総合計画として検討していただきたいということで質問させていただきました。

1点目に関連しているということもありますが、こちらの地域振興センターも昭和52年に新築され、もう今年で48年が経過されているということでもあります。こちらの施設も老朽化により、毎年修繕しながら維持管理をしているという状況も管理人さんからお聞きいたしました。

この一般質問を提出した次の日の12月3日の水曜日に、北海道新聞の記事に、森町の公民館が老朽化、耐震性に不安ということで、来年の3月に閉館するという記事が載っておりました。こちらでも複合施設の整備を急いでいるということで、今やどこの市町村を見ても、このような問題が山積しているということでもあります。1971年の建築ですから、もう既に50年以上たっている施設だと思います。

そう遠くはない未来を見据えて、厚沢部町の次期総合計画に検討していただきたく、地域の振興策として、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、温泉施設と地域振興センターが一体化した複合施設を造ってはどうかということでございます。地域の方々が歩いて来られる範囲ということで、温泉に入って、サロンの場、集まりの場として利用できる施設。昨夜も大きな地震がございましたが、災害時には地域の皆様を不安にさせないように、住民避難所として活用できる施設。小型葬儀場として、30名から50名ほどで行える祭壇つきの部屋の活用。今テレビのコマーシャルでもありますが、小さなお葬式というのがありますので、今やこれからの時代、そういう時代。小さな、そんなにそんなに大きい葬儀は、これから先はないと思

<p>議 町</p>	<p>ますので、今後においてもいろいろな活用方法があると思います。</p> <p>大変ハードな計画であります、まちづくり座談会にも取り上げられていた案件なので、最後になりますが、町長の御見解をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>町長</p> <p>今、山田議員のほうから館地域振興センター、そして、それに併設した温泉施設等の総合的な施設の整備ということであります。新たな施設を造るということはとても大変なことでありまして、財源も必要だということでもあります。ただ、先ほども申し上げましたけれども、もう48年が経過しているということでもあります。</p> <p>次の総合計画、今の計画が5年目ということでもあります。10年たって、あと5年後に新たな計画ということでもありますけれども、総合計画に乗せるか乗せないかではなくて、この施設が必要なかどうかということも、やっぱり地域の人と、それから将来の町の見通し、そういうものも含めて検討していきたいというふうに思います。</p> <p>ただ、温泉施設をとということになると、ボーリングをあの地域に掘れるのかと、ボーリングして。そういうこともありますし、今の憩いの家の場所が、恐らく、町で調査をしてあの場所が一番いい、泉源として、一番いいところに泉源があるということであの場所になったんだろうというふうに思っておりますので、実際温泉掘るとなると、また調査も必要だということでもありますけれども、今の施設を、今現在では有効に活用いただいて、必要に応じて地域の皆さんと協議をしながら検討したいというふうに思います。</p>
<p>議 山 田 議員</p>	<p>7番、山田議員</p> <p>町長ありがとうございました。</p>

		ぜひ御検討いただきまして、お願い申し上げまして、一般質問を終了させたいと思います。どうもありがとうございました。
議	長	一般質問の通告は以上であります。
議	長	これをもって終結します。
議	長	これより議事に入ります。
議	長	日程第6 議案第1号令和7年度厚沢部町一般会計補正予算、議題といたします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
議	長	議案第1号の令和7年度厚沢部町一般会計補正予算（第7号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	最初に、歳入全般について質疑ありませんか。ページ数は6ページから11ページまでです。歳入です。（発言する声なし）
議	長	歳入全般についての質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、歳出の質疑に入ります。
議	長	歳出は款ごとに行います。
議	長	初めに、1款議会費について、ページ数は12ページです。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、総務費について、ページ数は13ページから15ページです。
議	長	2番、高田議員
高	田	議員
		ページは15ページ、報償費のところでは

<p>議 長 総務財政課長</p>	<p>地域おこし協力隊報償費が増えておりますが、これは人が増えたとか、仕事の内容が増えたということではないかと思うんですが、この内容の御説明をお願いいたします。</p> <p>総務財政課長</p>
<p>議 長 総務財政課長</p>	<p>2款総務管理費、一般管理費から順次、人事院勧告に準拠した給与改定による増でありましたが、こちらの14目地域活性化事業費の報償費、こちらのほうも人事院勧告に準拠する増ということで、公営塾の講師3名分の増額分であります。公営塾1人分の増が一番大きい理由になります。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほか総務費について質疑ありませんか。（発言する声なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、次に、3款民生費について質疑ありませんか。ページ数は16ページ、17ページです。（発言する声なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、次に、4款衛生費について質疑ありませんか。ページ数は18ページです。（発言する声なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、次に、6款農林水産業費について質疑ありませんか。ページ数は19ページ、20ページです。</p>
<p>議 長 浜塚議員</p>	<p>3番、浜塚議員</p> <p>19ページの2目の農業振興費でございます。2点ほど質問させていただきます。</p> <p>前年度までは、種子馬鈴薯の罹病株の抜取り、病虫害防除の徹底等に対しての補助金の交付がありました。今回、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金が交付されることにより、以前の補助金ということは、罹病株の抜取り、防除の徹底というような部分の補助金はどのようになりま</p>

<p>議 長 農 林 課 長</p>	<p>すかということです。</p> <p>2点目です。種子馬鈴薯の品種別作付面積及び作付戸数は、現在どのようになっていますか。また、種子馬鈴薯の作付面積1戸当たりの最小面積と最大面積は幾らになっていますか。そして、来年度以降の種芋の作付面積の動向も、もし分かればお知らせ願いたいと思います。</p> <p>農林課長</p> <p>まず、種芋の補助金のことではありますが、浜塚議員おっしゃっているのは、例年、罹病率低減に取り組む補助金かなと思っております。これについては既に予算措置されておりまして、これも今、交付に向けて進めているところであります。</p> <p>産地パワーアップ事業の補助金、これにつきましては機械の導入補助ということでありまして、種子馬鈴薯耕作者組合の中で、カッティングプランターを導入されるという御希望された方に対して、共同利用という形で補助金を交付するものとなっております。ですので、別々に交付されるというふうに思っていたいただいて構わないのかなと思ってしております。罹病率の低減については、種子馬鈴薯の作付された戸数全員の方に交付されるものとなっております。</p> <p>次に、種芋の面積と最大最小ということではありますが、種芋の馬鈴薯の作付面積は、現状2万711アールほどかなと思って把握しております。この内訳ではありますが、最小の面積等は、今手元に資料がございませんので、後ほど最小最大、各生産者の面積の内訳は、追って御報告させていただきたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 浜 塚 議 員</p>	<p>3番、浜塚議員</p> <p>それじゃ、今回もまた2つ。</p>

<p>議 長 農 林 課 長</p>	<p>高性能機械をリース導入し、労働生産性の向上を図る取組との説明です、説明書は。どのような機械であるのか、芋を植付けする機械であろうと思います。それで、機械の性能はどれくらいなのか。</p> <p>そして、導入機械は全12台となっております。貸与者は、団体に貸付けということでなっていると思いますが、その辺の貸与者はどのように選定をするのか。これは種子馬鈴薯耕作者組合に任せるのかというような部分があるかもしれません。</p> <p>それとリース料、2機種、2畦・4畦ありますから、それぞれどのくらいの料金を想定しているのかということでございます。</p> <p>それから、もう一点、パワーアップ事業費補助金は、来年度以降も継続と考えられるのか。もし、なるとしたらどのような事業、内容です。今回は、種子馬鈴薯の植付けということでございます。防除機を導入するための補助にするのかという、そういう部分もあるかも分かりませんので、事業の内容が変わるのか変わらないのかというような部分も説明願います。</p> <p>農林課長</p> <p>まず、御質問の1点目、どのようなところが労働生産性の取組に資するのかというところですが、このカッティングプランター、これにつきましては、植付け作業の省力化を図るものであります。種子馬鈴薯、種の芋切りですか、そこから始まって植付けまで一連の作業が必要となりますが、このカッティングプランターを導入することによりまして、機械で種芋切りをやって、そのまま植付けできるというところで、春の芋切りから植付け作業、これについて労働生産性を30パーセント以上向上させるという計画を立てております。</p> <p>次に、どの地区でといたしますか、そのエリアで共同利用するのかという御質問かなと思いま</p>
------------------------	--

す。これにつきましては、ほぼ3地区に分けてやるということでありまして、1つは、城丘、富里エリア、また、当路、新栄、中館、もう一つが鶉、この3エリアで共同利用を図っていくということでありまして。また、機械のエリア決め、また導入台数、これについては、種子馬鈴薯耕作者組合さんのほうで協議をして、この台数、このエリアでということを決まったものが申請上がってきております。

次に、また、リース事業の金額ということかなと思っておりますが、物件価格としましては、資料にもありますが約8,229万3,000円というところの金額となっております。これの補正額としては、補助金としては3,740万ほどであります。これについては消費税を除いた税抜き価格の2分1以内ということで補助をしております。実際のリース価格の総額であります。毎年、2畝タイプと4畝でリース料が異なるんですが、例えば、2畝タイプであります。1回目は80万円程度のリース料発生するんですが、2回目以降50万円程度のリースを6回払っていくと。また、4畝タイプであります。1回目は130万円程度をリース料として支払って、2回目以降は90万円弱を毎年払っていくということになっております。ただ、まだ今、見積りの段階でありますので、この金額は多少変わるのかなと思っております。

次に、来年度以降も、産地生産基盤パワーアップ事業を継続するのということでありまして、国の支援としては継続されるものかなと思っております。ただ、この事業を使う使わないは、やはり生産者組合さんの取組ということになりますので、生産者の皆さんが、労働生産性を向上させる取組を、また新たに違う作物で考えられるということであれば、町としましても支援してまいりたいと思っております。

以上です。

浜塚議員	植付け能力、2畦・4畦あるんですがどのくらいになっているんでしょうか、パンフレット上でもいいです。
農林課長	<p>すみません、ちょっとお時間をください。</p> <p>一応計画としまして、これまで植付け作業については、芋切りから植付けまでの一連の作業で、1ヘクタール当たり8.6時間要していたということであります。これがこのカッティングプランターを導入するによって、約6.8時間まで短縮するといったような性能があるというふうに聞いております。また、このカッティングプランターであります、2畝タイプと4畝タイプで多少性能が異なるんであります、作業能力としては、カタログ値で申し上げますと、1時間当たり、2畝タイプで40アールから50アール程度、また4畝タイプでありますと、1時間当たり70から80アールくらいをできる能力を有しているということでありまして、また、切断歯の消毒機能ということで、消毒液をかけて、伝染性の病気に種芋が感染しないというような機能も備えているというものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	質疑の途中であります、11時10分まで休憩をします。(11:00)
議長	休憩前に引き続き、議事を続行いたします。(11:10)
議長	初めに、休憩前の農業振興費であります、沼下課長より、カッティングプランターを含めて答弁の要請がありました。沼下課長から答弁をしていただきたいと思います。
議長	農林課長、どうぞ。
農林課長	それでは、休憩前にありました浜塚議員から御質問のありました種芋生産者の最大最小面積の内訳であります。まず最小の種芋の作付面積、これは40アールであります。最大作付面積は7

	<p>ヘクタールとなっております。平均としましては、種芋生産者さん46名いらっしゃいます。すみません、作付の面積が正確なものと2万711アールということでありまして、平均を取りますと約4.5ヘクタールが作付されているという状況であります。</p> <p>また、最後に御質問あったこの事業について、来年度以降も内容が変わらずあるのかという御質問であったと思います。これにつきましては、国の事業でありますので、要綱が示されない限り何とも言えないんであります。例年で見ますと、収益性の向上に取り組む取組に対してこの事業は支援されるものでありまして、ポイント制の事業でもあります。このポイントが取れるかどうかで事業の採択決まるんですが、もし、生産者の組合の中でこの事業に取り組みたいというものがあれば、町としましては、積極的な支援してまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 香 川 議 員</p>	<p>5番、香川議員</p> <p>先ほどの浜塚議員と同じところの質問になりますが、産地生産基盤パワーアップ事業、その説明資料が資料ナンバー1になりますけれども、その中で成果目標、労働生産性の33パーセント以上の向上とありますが、この労働生産性を、どうやって33パーセント向上って計るものなのか、そこがちょっと私分らないので説明をお願いします。</p>
<p>議 長 農 林 課 長</p>	<p>農林課長</p> <p>これにつきましては、まず現状の芋切り、また植付の作業時間、これを農協さんのほうで整理しまして、このカッティングプランターの機械の能力を踏まえた上で、時間がどれだけ削減されるかということを試算しております。ちょっと概数にはなるんですけど、現状、令和5年度の基準でいいますと、現状でありますと、先ほどちょっとお話ししましたように、植付けの時間で</p>

<p>議長 高田議員</p>	<p>ありますと、これまででありますと、1ヘクタールについて約8.6時間、要は種芋切りから植付に至る一連の作業ですね。これが機械導入後については6.9時間まで削減されるといったような形であります。こういったもの、各作業ごとに積み上げたものを計画としています。積み上げた結果、最終労働時間としては33パーセント程度の削減を図って、強いては労働生産性が向上するという事で事業を申請しまして、今認められたということでもあります。</p> <p>以上です。</p> <p>2番、高田議員</p> <p>同じ説明資料の中で御質問したいと思いますが、農業後継者育成対策事業の中で対象者が4名、今回出ております。50歳、46歳、30歳、27歳とあるんですが、もし、御説明できれば、どの地域の方で、なおかつ作付の種類と伺いますか、どういうものを主に付けている方なのかという説明がいただければありがたいです。</p> <p>それから、有害鳥獣駆除事業のところ、今回、ヒグマが30から40に、エゾシカが251から275ということで補正されていますが、参考までに、今現在の捕獲頭数と伺いますか、それをお知らせいただきたいのと、農業被害というのがあると思うんですが、もし、農業被害が報告されていたら、その報告をお願いします。</p>
<p>議長 農林課長</p>	<p>農林課長</p> <p>まず、後継就農奨励金であります。今回4名の予算要求をさせていただいております。内訳としましては、まず、エリアだけ集落で申し上げますと、城丘、赤沼、館町、当路という4地区になります。城丘の方の経営形態としましては、水田と施設園芸、主にアスパラですとかそういったものが主になるのかなと思っております。また、赤沼の方でありますと、水稻が主体という経</p>

<p>議 議 議 高 田 議 員 議 政 策 推 進 課 長</p>	<p>営であります。次に、館町、これについては、水稻に畑作を組み合わされた経営がなされているのかなというふうに承知しております。最後に、当路の方、この方については大規模畑作経営の方の後継者ということで把握しております。</p> <p>それで、次に、有害鳥獣駆除事業の現在の捕獲頭数であります。熊につきましては、現在58頭となっております。鹿につきましては、現在191頭というところまで報償費としてお支払いしている頭数となっております。</p> <p>農業被害につきましては、現在、各生産者の方に報告を取りまとめをお願いしている最中であり、取りまとめ、まだちょっと作業中でありまして、もうちょっとお時間をいただければと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに、農林水産業費についての質疑ありませんか。（発言する声なし）</p> <p>それでは、次に、7款商工費について質疑ありませんか。ページ数は21ページです。</p> <p>2番、高田議員</p> <p>修繕料の増であります、これは新たに出たのか、それともほかに今までやっていたものが不足で増やしたのか、この内容の説明をお願いします。</p> <p>政策推進課長</p> <p>修繕料98万7,000円の補正ですが、まず当初予算で300万円を見ていた修繕料はほぼ使い切ってしましまして、それに加えて新たに修繕が必要な場所が出てきたということで、今回補正させていただいております。参考までにどういった中身かということ、いろいろあるんですけども主なものにつきましては、床暖の熱交換器、サウナの扉、男子トイレのセンサーな</p>
---	---

		ど、こういったことのいろいろな積み重ねで今回この額となっております。 以上です。
議	長	7款商工費についての質疑ありませんか。(発言する声なし)
議	長	それでは、次に、9款消防費についての質疑ありませんか。ページ数は22ページです。(発言する声なし)
議	長	それでは、次に、10款教育費について質疑ありませんか。ページ数は23ページです。(発言する声なし)
議	長	それでは、次に、11款災害復旧費について質疑ありませんか。ページ数は24ページ及び25ページです。
議	長	5番、香川議員
香川議員		24ページ、11款の河川災害復旧費になります。説明でいきますと、小鷲川相生水源地調査解析委託料とあります。 実際、今回2,000万円ほど大幅な減額となっておりますが、この要因、理由について説明を願います。
議	長	建設水道課長
建設水道課長		香川議員の質問の詳細というか、内容についてでございますけれども、こちらは相生の水源地近くが土砂崩れを起こしまして、そちらの一応復旧ということで、当初積算につきましては、土砂を全量搬出するという積算で、この予算を立てさせていただいておりますけれども、結局、その下の部分の改修というか補修につきましては、土砂の搬出と、そこに一応今、擁壁を建てるかどうかという部分につきましては、うちのほうでコンサルのほうに委託して、手法を、全部土砂を取

<p>議 長 香 川 議 員</p>	<p>り除くという方向から下のほうで防ぐという方向で今内容が変わってきておりまして、その変更に伴う部分の委託料の減ということになります。</p> <p>5番、香川議員</p> <p>先ほどの説明の中で全部搬出するって、まずそこが土砂なのか何かの、何の搬出なのかがまず1点と、この説明でいきますと、あくまでも調査改正委託料だと思うんですけども、先ほどの説明だと、なんか調査でもないのかなと思ったりするので、ちょっとそこら辺の詳しい説明を願います。</p>
<p>議 長 建 設 水 道 課 長</p>	<p>建設水道課長</p> <p>今議員のおっしゃられたとおり、本来、土砂の搬出ということになると、調査委託という形にはならないんですけども、最初の委託料を積算するというか、結局その手法で、作業はまた、委託終了後に行う形にはなるんですけども、こういう工種でこういう内容で、このぐらいの量をやってくださいということで、内容については、やはり流れてきた土砂。岩であったり土であったりとか、そういうものをある程度片づけるということを前提の作業を行っていただく前提と、あと下の部分を一応守るといふ部分の方向性を検討いただくと。コンサルのほうで、どういう手法があるかということで、有効な手法を検討いただくということの内容での大まかな設計になってしまっていましたので、詳細を詰めてちょっと予算は組めておりませんでした、実際のところ。ですので、一応その部分をコンサルと何度か協議しながら内容を精査していった結果、最終的にこのぐらいの金額で収まったという形でおります。</p> <p>以上です。</p> <p>副町長</p>

副町長	まず、この委託料の関係でありますけれども、最初の段階、調査設計ということで予算を組ませていただきました。最初、どのぐらいの範囲というか、非常に広域に及ぶというようなことも考えている調査委託料の予算計上であったんですけれども、いろいろ入札等をやった結果、そこまでの金額がかからなかったということがあって、今回このような減額補正をさせていただいたというところであります。
議 長 香川議員	5番、香川議員 ちょっと分からない部分があるんですけれども、結局、この説明では、調査解析委託料とはなっていますけれども、実際、土砂たまってその運搬した、実質的にやった部分もあるという捉えでいいんでしょうか。
議 長 建設水道課長	建設水道課長 早急に処置が必要な部分につきましては、道路復旧費ということで、別に災害の部分で予算組ませていただいている部分がございますので、そちらをもって、町道の縁まで来ていた土砂の部分、あと側溝埋まっている部分、横断埋まっている部分、そういう形で、水の排水が、もうままならない状態だった部分につきましては、早急に対処させていただいております。 ただ、奥のほうは、まだ結構な土砂残っている部分とかありまして、今後の部分の心配もありますので、その対処方法について、コンサルのほうに検討いただいているという状況でございます。
議 長 副町長	副町長 今課長言ったのは、そういった土砂の搬出等につきましては、別なほうの予算の委託料で見ているということでございまして、あくまでこの部分につきましては、調査設計についての委託

	<p>料ということでございまして、先ほどと繰り返しになりますが、そういったことで入札等をやった結果、このようなちょっと大きい金額ですけれども、減額ということになったということでございます。</p>
議	<p>長 ほかに、11款災害復旧費についての質疑ありませんか。（発言する声なし）</p>
議	<p>長 それでは、次に、12款公債費についての質疑ありませんか。ページ数は26ページです。</p>
議	<p>長 3番、浜塚議員</p>
浜塚議員	<p>公債費の1目元金でございます。1,220万8,000円、この減額になった経緯を説明願いたいと思います。</p>
議	<p>長 総務財政課長</p>
総務財政課長	<p>毎年この時期に補正していますが、これは前年度に起債した過疎債などの金利が確定したことによる元金と利子の増減補正をしております。今回、金額が大きくなったというのは、令和6年度の館分遣所水素付消防ポンプ車の購入事業、こちらのほうが7年度に繰越しとなって、こちら返済のほう令和8年度からを予定しておりますので、不要となった予算を減額するものであります。</p> <p>以上です。</p>
議	<p>長 12款公債費についての質疑ありませんか。（発言する声なし）</p>
議	<p>長 それでは、質疑を終結します。</p>
議	<p>長 討論に入ります。（発言する声なし）</p>
議	<p>長 討論を終結します。</p>
議	<p>長 議案第1号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あ</p>

議	長	り) 異議なしと認めます。したがいまして、議案第1号令和7年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第7 議案第2号令和7年度厚沢部国民健康保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課	長	議案第2号の令和7年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから9ページまでです。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから9ページまでです。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第2号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第2号令和7年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第8 議案第3号令和7年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算、議題とします。

議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長	長	議案第3号の令和7年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから5ページまでです。
議	長	5番、香川議員
香 川 議 員	員	歳入歳出全般についての質問でございますが、まず歳入のほうで、子ども・子育て支援事業費補助金とあります。歳出のほうで、実際の説明、委託料の内容として、後期高齢者医療システム改修委託料とあります。 この歳入と歳出の内容が、どうもかみ合っていないような気がするもので、そこら辺の説明を願います。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長	長	子ども・子育て支援事業費補助金なんですけれども、これは国の制度でありまして、8年度から後期高齢者医療制度から1人当たり200円を、子ども・子育て支援金に資するためのシステム改修のための補正であります。 以上です。
議	長	課長、もう少し詳しく説明してもらえませんか。
議	長	はい。
住 民 税 務 課 長	長	来年度から後期後期高齢者保険者から1人当たり200円の負担金を、子ども・子育て支援支

<p>議 議 副</p> <p>町</p>	<p>援事業に国の制度で充てることとなります。国保、健保、共済組合、全ての保険者にそれが当てはまるんですけれども、今のは後期高齢者医療制度の分だけのシステム改修の分なので、今、予算に計上させていただきました。</p> <p>以上です。</p> <p>それで整合性は取れるということでもいいんだべ。</p> <p>副町長</p> <p>香川議員の御質問は、歳入は子ども・子育てという名前なのに、支出に関していうと後期高齢者というところで、何か合わないよねという話だと思います。</p> <p>システム改修を行うための、先ほど費用の国からの補助金ということで、後期高齢者の加入の方々からも、子ども・子育ての関係の事業に支援金として1人当たり200円徴収するという制度の改正が行われておりまして、そのためのシステム改修のための国からの補助金ということで、来るほうは子ども・子育ての、国からは、ための補助金だということ、そしてまた支出のほうは、後期高齢者のほうの加入者の関係のシステム改修だということ、このような表記の仕方になっているということでございます。</p>
<p>議 議 議 議 議</p>	<p>長</p> <p>ほかに歳入歳出全般について質疑ありませんか。（発言する声なし）</p> <p>長</p> <p>それでは、質疑を終結します。</p> <p>長</p> <p>討論に入ります。（発言する声なし）</p> <p>長</p> <p>討論を終結します。</p> <p>長</p> <p>議案第3号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）</p>

議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 3 号令和 7 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 9 議案第 4 号令和 7 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課長	長	それでは、議案第 4 号の令和 7 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容についてご説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 4 ページから 7 ページと 10 ページ、11 ページです。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 4 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 4 号令和 7 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 10 議案第 5 号令和 7 年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長

建設水道課長	議案第5号の令和7年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長 収入支出全般について質疑ありませんか。ページ数は11ページです。（発言する声なし）
議	長 それでは、質疑を終結します。
議	長 討論に入ります。（発言する声なし）
議	長 討論を終結します。
議	長 議案第5号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号令和7年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長 日程第11 議案第6号令和7年度厚沢部町農業集落排水事業会計補正予算、議題といたします。
議	長 議案の説明を求めます。
議	長 建設水道課長
建設水道課長	議案第6号の令和7年度厚沢部町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長 収入支出全般について質疑ありませんか。13ページから14ページまでです。
議	長 質疑ありませんか。（発言する声なし）

議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第6号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第6号令和7年度厚沢部町農業集落排水事業会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	それでは、議事の途中ではありますが、休憩をして昼食といたします。
議	長	午後は13時から再開をいたします。（11:50）
議	長	午前中に引き続き議事を続行いたします。（13:00）
議	長	日程第12 議案第7号厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
議	長	議案第7号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）

議	長	討論を終結します。
議	長	議案第7号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第7号厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第13 議案第8号特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
議	長	議案第8号の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第8号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第8号特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。

議	長	日程第14 議案第9号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第9号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第9号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第9号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第15 議案第10号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課長		それでは、議案第10号の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に

		関する条例の制定についてを御説明させていただきます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第10号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第10号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第16 議案第11号厚沢部町道の駅物産館改築建築主体工事請負契約の締結について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長
政策推進課	長	議案第11号の厚沢部町道の駅物産館改築建築主体工事請負契約の締結について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。

議	長	議案第11号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第11号厚沢部町道の駅物産館改築建築主体工事請負契約の締結について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第17 議案第12号厚沢部町道の駅物産館改築機械設備工事請負契約の締結について、議題とします。
議	長	地方自治法第117条の規定によって、香川議員の退席を求めます。（香川議員退席）
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長
政策推進課	長	議案第12号の厚沢部町道の駅物産館改築機械設備工事請負契約の締結について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第12号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第12号厚沢部町道の駅物産館改築機械設備工事請負契約の締結について、原案どおり可決されました。

議	長	日程第18 議案第13号厚沢部町道の駅物産館改築電気設備工事請負契約の締結について、議題といたします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長
政策推進課長		議案第13号の厚沢部町道の駅物産館改築電気設備工事請負契約の締結について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第13号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第13号厚沢部町道の駅物産館改築電気設備工事請負契約の締結について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第19 議案第14号監査委員の選任について、議題といたします。
議	長	ここで、岩田監査委員の退席を求めます。（岩田代表監査委員退席）
議	長	それでは、議案の説明を求めます。
議	長	町長
町	長	議案第14号の監査委員の選任について御説明申し上げます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	お諮りします。本件につきましては人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め、直ちに採決をいたします。
議	長	議案第14号監査委員の選任について、原案のとおり、厚沢部町字鶉331番地、岩田健二氏、昭和30年5月19日生まれ、70歳を監査委員として選任することに賛成の方の御起立を求めます。（賛成者起立）
議	長	起立全員であります。したがいまして議案第14号監査委員の選任について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第20 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	町長
町	長	諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	お諮りします。本件につきましては人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議 議	長 長	<p>異議なしと認め、直ちに採決いたします。</p> <p>諮問第1号人権擁護委員の推薦につきまして、原案のとおり、厚沢部町鶉町85番地1、竹中忍氏、昭和36年8月27日生まれ、64歳を人権擁護委員として推薦することに賛成の方の御起立を求めます。（賛成者起立）</p>
議	長	<p>起立全員であります。したがいまして、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、原案どおり可決されました。</p>
議 議	長 長	<p>日程第21 報告第1号各常任委員会所管事務調査の報告について、議題といたします。</p> <p>始めに、総務文教常任委員会第1回所管事務調査報告につきまして、委員長の報告を求めます。</p>
議 総務文教常任委員長	長	<p>3番、浜塚委員長</p> <p>それでは、令和7年度総務文教常任委員会第1回所管事務調査報告をさせていただきます。当委員会が行った令和7年度所管事務調査事項について、会議規則第77条の規定により報告します。</p>
		<p>調査年月日、令和7年7月23日の1日間でございます。調査項目は、1つ目、生成AIを活用した業務について、2つ目、義務教育学校の今後の進め方について、3つ目、町有林の維持管理について、4つ目が、国保病院の運営状況についてであります。なお、3番目及び4番目については、産業厚生常任委員会と合同調査をいたしました。両常任委員会の協議に基づき、3は総務文教常任委員会、4は産業厚生常任委員会が代表して報告するものいたします。調査委員につきましては、私以下4名でございます。</p> <p>それでは、調査結果の報告をいたしたいと思っております。</p>

生成A Iを活用した業務について。生成A Iが現代社会において幅広く利活用されている現状の資料説明を受けました。生産年齢人口の減少による労働力不足、行政課題の多様化や専門化する中、住民が健康で文化的な生活を送るために、自治体には安定して持続可能な形で住民サービスを提供することが求められています。そのためには、生成A Iを利活用した業務の効率化や職員のルーティン作業の軽減等により、本来業務に集中できる環境を整えることが必要と考えます。本町は、令和7年度より業務生成A Iを導入しており、その利活用が期待される場所があります。教育現場では、既に幅広く利活用されており、児童・生徒の学習サポート、教員の働き方改革につながっております。一方で、生成A Iは万能ではなく、ハルシネーションと呼ばれる最もらしい嘘をつくという事象が生ずることがあり、また、使用の仕方によっては、情報漏えいや著作権侵害などに留意する必要があります。今後は、幅広い分野で生成A Iの導入が不可欠であり、そのためにも利活用する職員のスキルアップ、環境の充実を期待するものであります。

2点目でございます。義務教育学校の今後の進め方についてでございます。本町の義務教育学校基本方針、新校舎の建設候補地について資料説明を受けました。本町は、少子化と児童・生徒の激減による教育環境再構築の必要性、また既存施設の老朽化により、義務教育学校への移行と施設の新築を計画しているところである。本町の義務教育学校基本方針、「学びの連続性と個別最適化を重視した9年間の一貫教育」、「地域資源を生かした特色ある教育と未来志向の融合」、「柔軟で創造的な学習空間の実現と地域拠点化」、これらを踏まえた上でスムーズな義務教育学校への移行と新校舎の建設が喫緊の課題となっております。現在、建設候補地として、厚沢部小学校現敷地、厚沢部中学校現敷地、赤沼地区の3か所が候補に上がって検討されております。通学環境の適正化、建設・運営コスト、地域住民の意見、防災機能の確保、交通アクセスと

インフラ、これらの主な選定基準を考慮した建設場所の選定が肝要となります。とりわけ建設・運営コストについては、近年の建築資材高騰が著しく、今後の児童・生徒数の推移等を判断した上、町民説明会等で十分な理解を得て選定していただきたい。

次、3点目でございます。町有林の維持管理についてでございます。町有林の維持管理について資料説明を受け、管理状況について現地確認を行いました。人工造林の下刈り、間伐、枝打ち回数等、また、針葉樹、広葉樹の違いの説明を受けました。杉、カラマツ、針葉樹等は成長が早く材積も多いため、標準的な伐期齢は40から50年程度、一方で、ブナ、ミズナ、広葉樹は成長が遅く、伐期齢は100から150年程度と時間がかかるため、経済林として需要が少ないのが現状であります。植林する樹種は適地適木として選定が必要でございますが、現在は、杉、カラマツ、トドマツが大半を占めております。ヒバは苗木単価、将来の売価予測を考えると、建築資材が高騰している近年は需要は少なく、経済木として下火傾向にあります。去年は、後志、今金町で野ネズミが大発生した年でした。本町でも、6月に実施した予察調査で大量発生が確認されました。しかしながら、アカネズミが大半を占めており、木の食害もたらずエゾヤチネズミはほとんど確認されなかったということでございます。殺鼠剤散布については、国の基準に基づき樹種に応じ計画的に散布をしております。現地調査は、鶉地区の林齢21年生のブナ、1年生のカラマツの生育状況を確認しました。ブナについては、周りの同じ林齢の針葉樹と比べ明らかに成長が遅いことが確認されました。

以上、調査報告といたします。

次に、産業厚生常任委員会第1回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。

2番、高田委員長

議
議

長
長

産業厚生常任委員長

ただいま総務文教常任委員長からの報告のとおり、我が産業厚生常任委員会につきましては、調査項目の1から4のうち、1、2、4項目について報告をしたいと思っております。調査委員については記載のとおり4名で行いました。

調査結果の報告をいたします。1、防災ハザードマップの点検について。防災ハザードマップについて資料説明を受けた。防災ハザードマップが改定され、千年に一度レベルの大雨を想定した内容となりました。法改正により、災害リスクのある河川数が増え、河岸侵食や氾濫流などの項目も変更された。また、冊子型のハザードマップとしたことで、これらの情報がより細かく確認できるようになりました。想定災害レベルが上がったことにより、これまでも避難場所として指定していた施設が洪水想定エリアに入っているケースも見られるため、地域住民とともに、新たな避難場所を協議する必要があると思われます。各町内会の総会などに出向き、説明、協議を行うことも今後必要かと思われます。災害や避難の情報発信については、来年度から戸別の防災無線やスマホアプリで発信するとのことなので、それに期待いたします。避難時に支援が必要な人は、保健福祉課でリストや個別避難計画を作成しているとのことなので、いざというときに動けるよう、課を越えた情報共有を行っていただきたいと思います。

2つ目、町道の維持管理について。町道の維持管理について資料説明を受けました。鶉NHK線の整備状況を確認したところ、一部が軟岩層のために砂利が活着せず、降雨時に流されてしまうということでした。しかし、隣接農地の営農者が現在いないため、常時の整備は行われていないとのことでありました。NHKが施設点検を行う際に、町が応急的な補修を行うということですが、道路の状況や利用頻度、費用面を考慮すると、この処理方法が最良であると納得したところであります。町道相生清水線の除雪に関しては、町民から除雪が遅れているとの指摘

	<p>があったため、状況を確認いたしました。この道路は、共和から清水に抜ける際に道道から町道に切り替わるそういう場所でありまして、昨年度は、どちらの路線も同一の除雪施工業者であったが、道道を優先的に除雪すること、またそれぞれの路線で契約主体が変わるため、別に稼働時間を算出する必要があることから、一括で除雪することはできないとのことでありました。町道の除雪が遅れることを看板等で周知することを提案いたします。</p> <p>続いて、次のページ、4つ目、国保病院の運営状況についてであります。国保病院の運営状況について資料説明を受けました。資料には、過去10年間の患者数や収支決算、繰入金の推移を数値で示されておりました。佐々木院長は、一般会計繰入金を減額する目標を掲げて取り組んでおりますが、近年の物価高騰もあり、達成が困難であったことは理解できます。職員体制については、薬剤師の退職や看護師の不足で、今いる職員の負担が大きくなっております。町も協力して引き続き募集を行っていただきたいと考えます。また、看護師用のアパートを整備したことで応募が増えたという熊石国保病院の例もあるので、住居の確保も検討すべきであると考えます。長年の懸念であった暑さ対策については、8月からエアコンが導入されるということであり、改善されることを期待いたします。</p> <p>以上、総務文教常任委員会報告といたします。</p> <p>以上をもちまして、両常任委員会所管事務調査報告について、報告済みとします。</p> <p>以上で本定例会に提出された案件の審議、全部終了いたしました。会議規則第7条の規定により、これをもって会議を閉じたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）</p> <p>異議なしと認めます。したがいまして、本定例会はこれをもって閉会することに決定しまし</p>
議 議	長 長
議	長

議	長 た。 令和7年第4回厚沢部町議会定例会、閉会します。御苦労さまでした。(14:00)
---	--